

認定こども園を利用のお子さん

認定こども園（2号3号認定）を利用するお子さん

- **3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。**
※無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日（3歳児クラス）から小学校入学前（5歳児クラス）までの3年間です。
- **0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
- **きょうだい児入所の負担軽減については、これまでとおり、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降無償となります。**※年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。
- **認定保育時間外の延長保育料、通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。**※食材料費のうちの副食費の負担については、別に記載しています「給食の材料にかかる費用（給食費）について」をご覧ください。
- **認定こども園（2号3号認定）を利用のお子さんについて、利用料無償化に関する手続きは必要ありません。**

認定こども園（1号認定）を利用するお子さん

- **3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。**
※認定こども園1号認定については、入園できる時期に合わせて、**満3歳から無償化となります。**
- **通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。**
※食材料費のうちの副食費の負担については別に記載しています「給食の材料にかかる費用（給食費）について」をご覧ください。
- **認定こども園（1号認定）を利用のお子さんについて、利用料無償化に関する手続きは必要ありません。**
- **預かり保育の無償化について（新2号認定）**
預かり保育の無償化の対象となるには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。月額利用料に加え、預かり保育の利用日数に応じ、**最大月額11,300円までの範囲で**預かり保育の利用料が無償化されます。
※「**保育の必要性の認定**」については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）が必要となります。新2号認定については、別に記載しています「**施設等利用給付認定申請案内**」をご覧ください。